

枚方京田辺環境施設組合財政状況の公表に関する条例

平成28年8月2日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政状況の公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。

2 天災その他避けることができない事故により前項に規定する時期に財政状況を公表することができないときは、管理者は事故のやんだときから1か月以内において期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により、6月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) その他財政に関する事項

2 前条第1項の規定により、12月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、枚方京田辺環境施設組合公告式条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第1号）の定めるところにより行う。

2 財政状況は、前項の規定によるほか、何人も、公表の日から6か月は、管理者の指定した場所において閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表の手續に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。